

登米市公共工事の前金払取扱要綱の改正について

1 改正理由

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、地方自治法施行令の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行されました。

このことから、登米市発注工事等においても工事等の適正かつ円滑な施工の確保が必要であることから、前金払の割合を引き上げる特例を設けることとし、受注者の着工資金の確保や労働者、下請企業等への早期支払の確保を促進するものです。

2 特例の内容

| 公共工事の種別 | 請負代金額 | 従 来 | 特 例 |
|------------------------|----------|---------|---------|
| 土木建築に関する工事 | 130 万円以上 | 10 分の 4 | 10 分の 5 |
| 土木建築に関する工事の設計又は調査 | 130 万円以上 | 10 分の 3 | 10 分の 4 |
| 土地の測量 | 130 万円以上 | 10 分の 3 | 10 分の 4 |
| 土木建築に関する工事の用に供する機械類の製造 | 130 万円以上 | 10 分の 3 | 10 分の 4 |

3 特例の適用期間

平成 23 年 6 月 1 日以降に新たに契約を締結する案件から当分の間

4 施行日

平成 23 年 6 月 1 日